

所 属	健康福祉部 高齢福祉課		
担当(係)名	施設担当	内線	2596

新 介護施設等の緊急的な整備促進に対する支援

1 事業費

○基金積立金 4,313,958 (0 → 4,313,958)

【財源内訳】 国庫 4,297,000 【主な用途】 積立金 4,313,958 (基金積立)
 財産収入 16,958

○平成21年度事業費 2,286,186 (0 → 2,286,186)

【財源内訳】 一般財源 2,286,186 【主な用途】 助金、補助及び交付金 2,286,186
 (整備費補助)

2 背景・現状

国の「経済危機対策」(平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)に基づき、各都道府県に介護基盤の緊急整備等を推進するための基金が設置されることとなった。

3 事業目的

地域の介護ニーズに対応するため、小規模(定員29人以下)特別養護老人ホーム等の介護拠点等を緊急整備するとともに、介護施設のスプリンクラーの整備を促進する。

4 事業概要

(1) 介護基盤緊急整備特別対策事業

地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービスに係る市町村交付金を拡充し、小規模福祉施設^(※)の整備経費を補助する。

(※) 定員29名以下の小規模特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等

(2) スプリンクラー整備特別対策事業

消防法施行令の改正に伴い、平成21年4月から新たにスプリンクラーの整備が義務づけられた施設^(※)等について、事業者が行うスプリンクラー整備の整備経費を補助する。

(※) 延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。)、介護老人保健施設等

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) (7) 老人福祉費
 (明細書事業名) ○老人福祉施設費
 老人福祉施設整備費